

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 県営土地改良事業計画を変更した件三件
- 保安林の指定を解除する予定である件
- 道路の区域を変更する件
- 道路の供用を開始する件
- 都市計画事業の変更を認可した件
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

三 三 三 三 三 三 三

告 示

福島県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、足駄木地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

（農村計画課）

福島県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、梶内地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

（農村計画課）

福島県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、小谷地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

（農村計画課）

福島県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的

三 潮害の防備
解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道野老 沢川桁停 車場線	耶麻郡猪苗代町大字川 桁字道下三〇番地先か ら	変更前	A 八・四〇 一三・五〇	一七〇・七
	同 郡同 町大字川 桁字道下一二番一地先 まで		B 一五・〇〇 二四・〇〇	一七〇・二
	耶麻郡猪苗代町大字川 桁字道下三〇番地先か ら		B 一五・〇〇 二四・〇〇	一七〇・二
	同 郡同 町大字川 桁字道下一七番一地先 まで		C 二〇・〇〇 五四・四〇	一一九・四
	耶麻郡猪苗代町大字川 桁字道下三〇番地先か ら	変更後	B 一五・〇〇 二四・〇〇	一七〇・二
	同 郡同 町大字川 桁字道下一二番一地先 まで			

同 郡同 町大字川 桁字道下一七番一地先 まで	耶麻郡猪苗代町大字川 桁字道下三〇番地先か ら	同 郡同 町大字川 桁字道下一二番一地先 まで
C 二〇・〇〇 五四・四〇		一一九・四

(道路計画課)

福島県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道野老沢川桁停車場線	耶麻郡猪苗代町大字川桁字道下三〇番地先から 同 郡同 町大字川桁字道下一七番一地先まで 耶麻郡猪苗代町大字川桁字道下三〇番地先から 同 郡同 町大字川桁字道下一二番一地先まで	平成二十七年二月二十日

(道路計画課)

福島県告示第百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 新地町
- 二 都市計画法の種類及び名称 相馬都市計画下水道事業(新地町特定環境保全公共)

- 三 事業認可の年月日 平成八年七月十二日
- 四 事業施行期間 平成八年七月十二日から平成三十年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十五年福島県告示第二百五十号)の事業地に相馬郡新地町谷地小屋字中田の一部の区域を加える。

使用の部分 なし

(下水道課)

公 告

公告第三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年二月二日
- 二 名称 特定非営利活動法人ふくしまアートネットワーク
- 三 代表者の氏名 伊達 達矢
- 四 主たる事務所の所在地 福島県耶麻郡西会津町野沢字原町乙二千二百七番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、文化芸術活動を通して、地域に住む人々や団体を結びつけ、より豊かなコミュニティを育むことで、多様な価値観を受け止めることのできるネットワーク型の社会構造(社会的包摂)の構築を目指す。また、それらに必要な支援を地域に対して行ない、アートプロジェクトを活用した地域振興、地域の活性化を進めることを目的とする。

(文化振興課)

公告第三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

浅川町土地改良区

退任した役員 氏名 須藤 一夫 住所 石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地

近藤 勇 同 郡同 町大字太田輪字二渡四〇番地

我妻 安徳 同 郡同 町大字福貴作字関田三九番地

川音 昭一 同 郡同 町大字染字中内迎一五九番地の五

生田目 隆昭 同 郡同 町大字山白石破石一四〇番地

佐川 健二 同 郡同 町大字大草字滝ノ沢六番地

蛭田 誠一 同 郡同 町大字東大畑字新町二番地

水野 清美 同 郡同 町大字山白石字菖蒲庭二〇六番地

就任した役員 氏名 須藤 一夫 住所 石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地

近藤 勇 同 郡同 町大字太田輪字二渡四〇番地

遠藤 勝男 同 郡同 町大字染字中内一八一番地

佐川 健二 同 郡同 町大字大草字滝ノ沢六番地

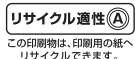
小宅 公男 同 郡同 町大字里白石字寺ノ前二三番地

岡田 嘉孝 同 郡同 町大字山白石字橋上沢二五二番地

関根 榮治 同 郡同 町大字袖山字森下二〇〇番地の二

大河内 憲治 同 郡同 町大字太田輪字二渡二三番地の二

(農村計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷